



トピックス

- I. インドネシア:事業ライセンス等に関する OSS システムの導入
- II. ミャンマー新会社法の施行
- III. ミャンマー卸売・小売規制アップデート

2018年8月

臨時号

I. インドネシア:事業ライセンス等に関する OSS システムの導入

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清、Luky Walalangi

1. はじめに

インドネシアで事業を行う上では、多種の事業ライセンスその他の政府機関から発行される許認可(以下「事業ライセンス等」といいます。)を様々な監督官庁から別々に取得する必要があり、この点が事業を開始する上での実務上の負担になっていました。

この点について、インドネシア政府は、事業ライセンス等に関する手続の迅速化及び明確化の一環として、2018年6月21日付で事業許認可統合電子サービス(Online Single Submission システム、以下「OSS システム」といいます。)に関する 2018 年政令 24 号(以下「OSS 政令」といいます。)を制定しました。OSS 政令は、制定日の 2018 年 6 月 21 日より施行されています。

OSS システムの導入により、インドネシアにおける外国投資家による投資手続への影響が予想されますので、以下に紹介いたします。なお、OSS システムは、十分な準備を経ずに稼働されたようで、現在事業ライセンス等の申請手続などに関して混乱が生じています。事業ライセンス等の新規の申請や変更を必要とする行為を行う場合には、慎重な検討が必要となっていることにご留意下さい。

2. 事業ライセンス等の電子取得

OSS システムでは、種類の異なる様々な事業ライセンス等の取得ルートを、OSS システム上の電子申請に一本化することが想定されています。

OSS システムの対象となる事業ライセンス等として、OSS 政令には、事業ライセンス、投資ライセンス、環境ライセンス、事業用地許可、建物建設許可、納税者番号、健康社会保障、輸入許可、外国人雇用計画書といった多岐に亘る事業ライセンス等が列記されています。他方、(i)エネルギー及び鉱物資源分野、(ii)公共事業分野、(iii)電子機械の輸入分野及び優遇税制措置に関する分野並びに(iv)駐在員事務所及び外国人の滞在許可に関して、インドネシア投資調整庁(以下「BKPM」といいます。)が定める一定の事業ライセンス等については、従前と変わらず BKPM が監督官庁であり、手続に関しても特段の変更点はないものとされています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

3. 事業基本番号

事業者が OSS システムにおける登録を完了した際には、事業基本番号(Nomor Induk Berusaha、以下「NIB」といいます。)と呼ばれる 13 桁の番号が発行されます。NIB は、会社登録証、輸入事業番号、関税登録、社会保障登録証といった各種の証明として使用可能であり、事業者にとっての利便性が向上すると期待されます。

4. 事業開始時期

従前、事業ライセンスの取得前に実際の事業を開始することの可否につき、必ずしも明確とはいえませんでした。

この点、OSS 政令によれば、事業ライセンス取得に先立ち、事業者が OSS 政令の定めに従い一定のコミットメントを行うことで、事業ライセンスの取得前であっても事業を開始することが可能とされて、一定の明確化が図られています。

5. 管轄機関

OSS システムは、BKPM が担当官庁として運営することが予定されています。もっとも、BKPM による運営が開始されるまでの移行期間として、経済担当調整省が一時的に OSS システムを運営するものとされています。また、OSS 政令の制定日現在において申請中の許認可については、OSS システムを通じて処理されます。

6. 既存のインドネシア企業への影響

事業ライセンス等の申請を行っていないすべての既存のインドネシア企業について、OSS システムへの登録や NIB の取得が求められるかどうかは、OSS 政令に明示的な規定がなく、明らかではありません。もっとも、既存のインドネシア企業が事業ライセンス等の追加や修正を行う場合には、OSS システムへの登録を行う必要があります。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士
ki.sugimoto@jurists.co.jp

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所。



Luky Walalangi

Walalangi & Partners 弁護士

インドネシアの Walalangi & Partners 法律事務所のマネージング・パートナー。インドネシアの大手法律事務所を通算 17 年間、バンキング、ファイナンスおよび M&A 担当パートナーとして 10 年間の勤務経験を有する。インドネシアにおける M&A、一般企業法務、プロジェクトファイナンス、不動産その他の分野において多彩な経験を有する。

II. ミャンマー新会社法の施行

執筆者: 湯川 雄介、鈴木 健文

1. 2018年8月1日、新会社法施行

1914年に施行されたミャンマー旧会社法(Myanmar Companies Act)(以下「旧会社法」といいます。)を全面的に改正する法律であるミャンマー新会社法(Myanmar Companies Law)(以下「新会社法」といいます。)が、2018年8月1日より施行されました(これに伴い、その下位規則である Myanmar Companies Regulations(以下「会社規則」といいます。)も施行されています。)。また、新会社法の施行に伴い、Myanmar Companies Online (MyCO)と呼ばれる新しい電子登記制度が導入されました。今後は、オンラインにより会社法上の各種申請ができることとなっています¹。

新会社法施行に伴う第一に留意すべき影響としては、新会社法施行前に存在した、清算手続中の会社を除くすべての会社及び支店は、2018年8月1日から2019年1月31日の期間中に一定の再登記手続を行わなければならない点が挙げられます。これを怠った場合には、登記情報の削除や強制的な会社清算などに繋がりますし、また、一定の手続により登記が復活されない限り³、当該再登記手続を怠った会社及び支店は、ミャンマー国内での営業活動が禁止されます。

2. 新会社法下での Notification

新会社法の施行に備え、新会社法の施行前から次に掲げる各種の Notification が公開されてきました⁴。

Notification	概要
Notification 56/2018	新会社法下で使用される各種フォーム ⁵ に関する告示
Notification 57/2018	新会社法下での各種手続に必要とされる費用に関する告示
Notification 58/2018	Business Association ⁶ の要件に関する告示
Notification 59/2018	公開会社の要件に関する告示
Notification 60/2018	モデル定款
Notification 63/2018	非電子的方法で登記する場合における追加費用に関する告示
Notification 64/2018	再登記期間中に再登記を怠った場合における、登記の復活に要する費用に関する告示
Notification 66/2018	会社規則

3. 既存法人・支店の再登記に伴う注意点

(1) 定款

新会社法ではモデル定款が定められており、会社はモデル定款をそのまま採用するか、あるいは独自の定款を使用するか、判

¹ 再登記手続、電子登記手続、モデル定款又は移行期間に関する事項などが規定されています。

² www.myco.dica.gov.mm

³ 登記の復活には、再登記を怠ったことについての十分な理由が必要とされます。

⁴ このうち、モデル定款及び会社規則は、事前にドラフトが公開され、Directorate of Investment and Company Administration (DICA)によりパブリックコメントの手続に付されており、当事務所によるコメントも採用されているように見受けられます。

⁵ 118のフォームが公開されています。

⁶ 新会社法下では、会社ではない事業体として、Business Associationの登記が可能とされています。

断する必要があります。もっとも、モデル定款には形式面の未整理、株主総会が TV 会議によって開催不可能、会社の全部又は一部の事業譲渡が取締役会決議で実施可能といった留意すべき事項もありますので、その採用については慎重な検討が必要かと思われます。

また、モデル定款ではない独自の定款を採用する場合には、再登記に際して当該定款の添付が必要とされます。

なお、旧会社法下で設立された会社の定款(Memorandum of Association 及び Articles of Association)は、新会社法に反しない範囲で、引き続き効力を有し得るとされています。従って、新会社法の施行により、新たに定款を作成する法律上の義務はありません。但し、この場合はモデル定款ではない会社独自の定款を使用することになりますので、再登記に際し、モデル定款を使用しない旨を記載したうえで、会社独自の定款として従前の Memorandum of Association 及び Articles of Association の添付が必要とされますので注意が必要です。

(2) 支店の再登記に必要な「本社定款のミャンマー語による全訳」作成

登記を要する支店においては、設立又は再登記に際して、「本社定款のミャンマー語による全訳」と英語による要約を提出する必要があります。再登記期間は半年間と猶予がありますが、定款のミャンマー語全訳に際し、信頼できる翻訳を得るためには相応の時間を要する可能性もあり、早めに準備を開始することが望ましいと思われま

す。新会社法は予定通り施行されたものの、鳴り物入りで運用が開始された MyCO も初日からトラフィック過多によるアクセス制限がかかる状況が生じているなど、暫くは運用も流動的となる可能性があります。新会社法の解釈及び実務上の影響について、引き続き注視していく必要があると思われま



ゆ かわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表

y.yukawa@jurists.co.jp

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



す ず き たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士

ta_suzuki@jurists.co.jp

2006年東北大学法学部卒業、2008年首都大学東京法科大学院修了、2015年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所勤務。また、2016年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。現在は、東京・ヤンゴンの双方で、ミャンマー法務全般に深く携わっている。

⁷ なお、定款の全訳は本社の定款変更の際にても 28 日以内に提出が必要とされます(新会社法 51 条(a)、新会社法フォーム E-2)。

Ⅲ. ミャンマー卸売・小売規制アップデート

執筆者: 湯川 雄介

1. これまでの経緯

去る5月に公表された商業省 Notification No.25/2018(「25号告示」)により、外資に対する卸売・小売事業の規制緩和がなされましたが、その後、国内事業者の反発を受けて当該規制が後退するのではないか等の報道やネガティブリスト制定の動き等が見られ、非常に不透明な状況となっていました。

このような中、商業省より優先品目リストが公表され、また、同省より Standard Operation Procedure(「SoP」)が示される等、状況は目まぐるしく動いておりますので、以下、卸売・小売規制の最新の現状を概説します。

2. SoPの概要

SoPにて明確にされた点は多岐にわたりますが、主として以下の点が挙げられます。

(1) 既存事業者の取扱

25号告示では言及されていなかった既存事業者に関する規律が設けられ、これらの事業者も卸売・小売事業を行う場合には25号告示に基づく登録を要することとされました。

(2) ライセンス内容の明確化

25号告示では不明確であった以下の点が明確化されております。

- ・ 卸売・小売ライセンスは別個のライセンスであり、両事業を行う場合には当初投資額については合算額を要する旨
- ・ 輸出入業者登録をすることで輸入ができる旨
- ・ ライセンス期間は5年間

(3) 当初投資額

卸売・小売事業を行う者は、所定のタイミングに、所定の額を、海外(外国)銀行から国内銀行に送金する方法により、当初投資額(販売される商品に係る額)を移転等する必要があることとされました。

(4) 面積要件

新たにショッピングモールについて、ショッピングモール事業者が小売ライセンスを取得した場合には、当該ショッピングモール内で小売事業を行う者(「小売テナント」)は小売ライセンスが不要とされる規定が設けられました。

このショッピングモール及びその中のテナントに関する規定は、ショッピングモール内である限り事実上小売規制がないに等しいインパクトのある規定です。しかしながら、自ら仕入を行わないモール事業者が小売業登録を行うことその他の規定との整合性等、本規定については議論の余地がなおあるように見受けられ、モール内テナントとして小売事業を行う場合には慎重な確認が必要であると思われます。

(5) 登録手続関係

従前は申請書の書式は特段存在しませんでした。今般新たに申請フォームが公表されました。また、ライセンス期間が5年

間とされたことを踏まえ、事業計画が5年分であることが明確化されました。

3. 優先品目リスト

優先品目リストに記載されている品目は以下の通りです。

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 1. 消費財(被服、時計及び化粧品含む) | 10. 通信機器(カメラ、電話含む) |
| 2. 食料品(以下を含む) | 11. 電子機器 |
| (a) 農産物(国家の必要に応じて輸入・販売を許可しない商品を除く) | 12. 建設資材及び機材 |
| (b) 水産物 | 13. 電気製品 |
| (c) 畜産物 | 14. (工業)製造業に利用される化学品 |
| (d) インスタント食品 | 15. 種子等及び農業用機材 |
| (e) 種々の飲料 | 16. 農機 |
| (f) 国内産アルコール飲料 | 17. 種々の機械及び付属品 |
| 3. 家庭用品(磁器、登記、ガラス製品含む) | 18. 種々の自転車 |
| 4. キッチン用品 | 19. 自動二輪車及び付属品 |
| 5. 医薬品及び医療機器 | 20. 自動車パーツ及び機械パーツ |
| 6. 動物用飼料及び動物用医薬品 | 21. 玩具 |
| 7. 文房具 | 22. 家庭装飾素材(花・植物含む) |
| 8. 家具 | 23. ギフト及び種々の工芸品 |
| 9. スポーツ用品 | 24. 美術品、楽器及び付属品
(アンティークを除く) |

4. 評価

今般の SoP は、当初投資額の払込猶予期間が3年に限定されている等の点はあるものの、全体としてみた場合には、商業省の説明通り25号告示の内容を明確化するのが主な内容となっています。また、優先品目リストについても、その名が示す通り「優先品目」であることや、日系企業が通常取扱を期待する多くの品目がカバーされていることからすると、これらの内容は、一部報道等で懸念されていたような事業規制の緩和の後退とは俄に言いがたく、基本的には評価されるべきものであると思われる。

他方、弊事務所も招待された SoP の説明会においては、現地事業者から少なからぬ懸念の声が寄せられており、SoP については今後修正も予定される旨明言されていることから、規制が後退する可能性についてはなお懸念が残るといえます。

SoP の公表により、商業省もライセンス受付を実質的に開始する見通しであることに鑑みると、ライセンス取得を希望する場合には、スピーディーなアクションをとることが肝要かと思われます。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に14の拠点を設けています。
国内拠点と海外拠点の密接な連携はもちろん、現地の有力法律事務所との協力体制も構築。
各国の法律に深く精通したリーガルサービスで、
海外への事業進出や投資活動を行う日本企業をサポートいたします。

国内拠点

東京

Tel 03-6250-6200
03-6250-7210(弁護
士法人西村あさひ法
律事務所 主事務所)
Fax 03-6250-7200

名古屋



社員 伊藤剛志 社員 藤井宏樹

Tel 052-533-2590
Fax 052-581-0327

大阪



社員 臼杵弘宗 社員 井垣太介 社員 廣田雄一郎 社員 伴真範

Tel 06-6366-3013
Fax 06-6366-3014

福岡



社員 尾崎恒康 社員 高木謙吾 社員 舞田靖子

Tel 092-717-7300
Fax 092-726-1311

海外拠点

バンコク



代表 小原英志 タイパートナー* Jirapong Sriwat

Tel +66-2-168-8228
Fax +66-2-168-8229
E-mail info_bangkok@jurists.jp

北京



首席代表 中島あずさ 代表 大石和也

Tel +86-10-8588-8600
Fax +86-10-8588-8610
E-mail info_beijing@jurists.jp

上海



首席代表 前田敏博 代表 野村高志

Tel +86-21-6171-3748
Fax +86-21-6171-3749
E-mail info_shanghai@jurists.jp

ドバイ駐在員事務所



代表 中島和穂 駐在代表 森下真生

Tel +971-4-253-3646
Fax +971-4-253-3648
E-mail info_dubai@jurists.jp

ハノイ



パートナー 小口光 代表(ホーチミン) 大矢和秀

Tel +84-24-3946-0870
Fax +84-24-3946-0871
E-mail info_hanoi@jurists.jp

ホーチミン



代表(ハノイ) 廣澤太郎 ベトナムパートナー* Vu Le Bang ベトナムパートナー* Ha Hoang Loc

Tel +84-28-3821-4432
Fax +84-28-3821-4434
E-mail info_hcmc@jurists.jp

ジャカルタ*1



代表 Luky Walalangi 町田憲昭

Walalangi & Partners Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-5080-8600 Tel +62-21-2933-3617
Fax +62-21-5080-8601 Fax +62-21-2933-3619
E-mail info@wplaws.com E-mail info_jakarta@jurists.jp

シンガポール



共同代表 山中政人 共同代表 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp

ヤンゴン



代表 湯川雄介

Tel +95-1-382632
Fax +95-1-370949
E-mail info_yangon@jurists.jp

Okada Law Firm (香港)*2



代表 岡田早織

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。